

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	八丈町

八丈町第四次鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 八丈町産業観光課
所在地 東京都八丈島八丈町大賀郷 2551 番地 2
電話番号 04996-2-1125
F A X 番号 04996-2-4437
メールアドレス sankan@town.hachijo.tokyo.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、ノヤギ
計画期間	令和6年度～令和9年度
対象地域	八丈町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	畑作物	3千円 0.001ha
ノヤギ	牧草、畑作物	0千円 0.000ha

(2) 被害の傾向

カラス

平成12年に発生した三宅島の噴火以降増え、ピーク時の生息数が200～300羽と推測されていた。その後捕獲の効果により100～200羽まで減少している。夏野菜を中心とした畑作物の食害や、牧場の餌の食害、市街地のゴミ集積所におけるゴミ散乱の被害が続いている。

ノヤギ

八丈富土地域の牧草や、島内各地で畑作物への食害があり、平成20年度より有害鳥獣捕獲作業を実施、平成24年度までに101頭が捕獲された。捕獲の効果により被害件数は減少し、平成27年度以降被害は発生していない。令和2年3月ノヤギ終息宣言。終息宣言以降は被害なし。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和9年度）	
被害金額	カラス	3千円	カラス	1千円
	ノヤギ	0千円	ノヤギ	0千円
被害面積	カラス	0.001ha	カラス	0.0005ha
	ノヤギ	0ha	ノヤギ	0ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲報償金制度の制定 ・ 捕獲の実施 <p>箱わな設置（4基）（安楽死後埋設又は焼却）</p> <p>銃器による捕獲（捕殺後、埋設又は焼却）</p> <p>ノヤギ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ノヤギ対策協議会の開催 ・ 生息状況調査（カメラセンサス、探索犬踏査、調査員踏査） ・ 捕獲及び見回りの実施 ・ 飼養状況調査 ・ 広報紙やHPでのノヤギ発生防止の周知 	<p>カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 箱わなを変更したが、金属の罠への警戒、入っても逃げてしまう設計、猛禽類に襲われて罠のカラスが減少する等、捕獲数がここ数年減少している。 <p>ノヤギ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養ヤギの野生化防止
防護柵の設置等に関する取組	<p>カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畑、牛舎へのテグス、ネット張り ・ ゴミ集積所でのネットかけ、ゴミ箱の設置 <p>ノヤギ（島内全域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「八丈町飼養ヤギの野生化防止に関する条例」の制定 ・ 飼養ヤギの野生化防止（適正飼養）（八丈富土地域） ・ 拡散防止網の維持管理 	<p>カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部住民の有害鳥獣に関する意識が低い（ゴミ出し時にネットをかけない等） ・ ゴミの散乱による市街地のエサ場化 <p>ノヤギ（島内全域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヤギの飼養者へ首輪の着用、囲いの設置等適正飼養の周知（八丈富土地域） ・ 拡散防止網の維持管理

(5) 今後の取組方針

カラス

島内全域においてカラスがわなに慣れ、捕獲数が減少傾向にあることから、若鳥が巣出つ時期に重点を置いた捕獲を目指す。また、捕獲数が少ない箱わなの移設を検討する。さらに、(公社)東京都猟友会八丈島地区の協力を得ながら、引き続き銃器による捕獲を行っていく。

ノヤギ

(島内全域)

「八丈町飼養ヤギの野生化防止に関する条例」により、飼養ヤギの登録申請、登録番号を表示したタグ及び首輪(交付)の装着、子ヤギ出生時の登録申請の義務付けを実施し、島内全域でノヤギ0を維持していく。不適切な飼養者には指導しながら、飼養ヤギの野生化防止を図る。

(八丈富士地域)

拡散防止鋼製網を維持管理することで、物理的なノヤギの拡散防止と、新たなノヤギの侵入防止を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

カラス

- ・箱わなの管理及び箱わなでの捕獲作業は、4基を(公社)八丈町シルバー人材センターに委託。従事者は2名。(うち1基は7月～9月限定)
- ・銃器による捕獲は(公社)東京都猟友会八丈島地区に依頼。従事者は4名[狩猟免許第一種4名(空気銃4名)]
- ・住民からの情報による市街地等での被害確認、捕獲は町職員により対応。従事者は6名。

ノヤギ

- ・飼養ヤギ逃走時は生け捕りにし、飼養者に返却する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6～9	カラス	・箱わなによる捕獲 ・(公社)東京都猟友会八丈島地区による銃での捕獲

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

カラス

平成22年度より銃器による捕獲を行い、平成24年度からは箱わな捕獲を併用している。平成22年度の捕獲数は銃のみによる19羽だったが、平成24年度には193羽を捕獲した。平成26年度の捕獲数は125羽、平成27年度～平成29年度は捕獲の効果もあって、生息数も減少し年間100羽であった。ところが、平成30年度には65羽しか捕獲できず、その結果生息数が増加している。また、令和3年度に箱罾の老朽化もあり、木製から金属製へ変更した。しかし、変更後の罾への警戒心からか年間10羽前後の捕獲数となった。箱わなについては色の変更や、給餌量の調整、設置場所についても再度検討をする。今後も箱わなと銃器による捕獲を実施し、年間100羽の捕獲を目標とする。

ノヤギ

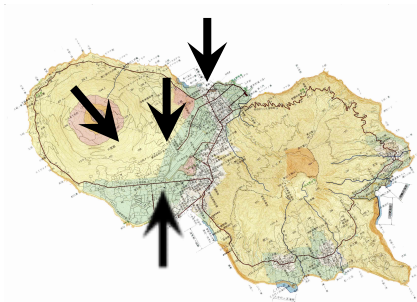
平成20年の生息調査では100～182頭と推定され、平成20年度から捕獲を開始し、平成21年度までに95頭を捕獲した。その後は個体数が減少し、平成22年度から平成24年度までに7頭捕獲、平成25年度以降は1頭も捕獲されていない。令和2年3月にはノヤギ終息を行った。今後もノヤギ0を維持していく。

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	6年度	7年度	8年度	9年度
カラス	100羽	100羽	100羽	100羽
ノヤギ	0頭	0頭	0頭	0頭

捕獲等の取組内容

カラス

年間を通じて、箱わな等による捕獲を行う。また、島内全域において、法令上銃器の使用が可能な地域においては、安全を確保し、銃器による捕獲を行う。



カラス箱わな設置図

➔ : 箱わな設置箇所

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

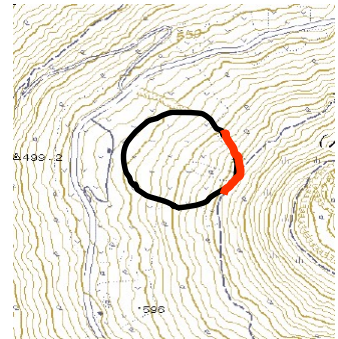
(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の維持管理計画

対象鳥獣		整備内容
ノヤギ	6～9年度	<p>平成29年度に完成して拡散防止鋼製柵周辺は土砂の流出が激しい箇所もあることから、毎年現地を確認し、維持管理に努める。令和4年度には、土砂流出により、滑落した部分約90mを撤去した。機能維持については、今後の動向踏まえ検討していく。</p>



※図中黒実線…拡散防止鋼製柵（既設）赤線…令和4年度撤去区間

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6～9	カラス	住民へゴミ出しのマナー等の啓発を行い、有害鳥獣に関する意識を向上させる。
	ノヤギ	飼養ヤギの適正飼育を指導、監視していく。

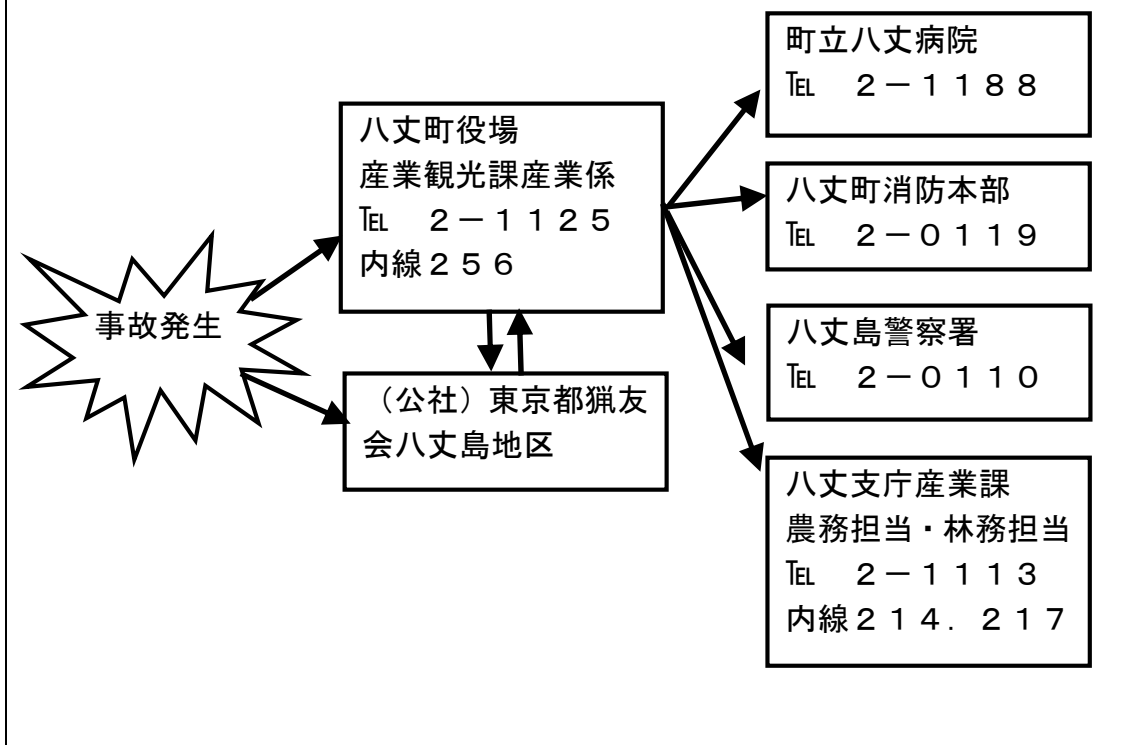
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割（緊急時役割）
八丈町	情報収集、対策協議、有害鳥獣の捕獲、 （関係機関への連絡調整、現場確認）
東京都八丈支庁	情報収集、対策協議、指導
（公社）東京都猟友会八丈島地区	有害鳥獣の捕獲（被害情報の提供）
八丈島警察署	（被害情報の提供、現場への出動）
八丈町消防本部	（被害住民の救助）
町立八丈病院	（被害住民の治療）

(2) 緊急時の連絡体制

※人身に関わる場合は、所要機関への連絡を迅速かつ確実にいき、負傷者の生命・安全の確保を図る。



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	八丈町鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
八丈町農業委員会	被害に関する情報提供
JA八丈島農業協同組合	被害に関する情報提供
東京都島しょ農林水産総合センター 八丈事業所	農林水産物に係る被害を含めた情報提供
東京都家畜保健衛生所八丈支所	飼養ヤギに関する指導、情報提供
東京都八丈支庁	被害防止に関する指導、情報提供
八丈町	事務局、情報収集・提供、被害状況調査・生息調査、カラスの捕獲
有識者	技術指導、情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
八丈島警察署	銃刀法等に基づく安全管理等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

カラス
箱わな等により捕獲したものは、安楽死後速やかに埋設又は焼却する。
銃器により捕獲したものは回収し、速やかに埋設又は焼却する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし